



令和 5 年（2023 年）6 月 29 日

リコール製品や安全ではない製品から消費者を守るための 日本版「製品安全誓約」がスタートしました。 ー オンラインマーケットプレイス 7 社が署名 ー

日本版「製品安全誓約」は、OECD が公表した「製品安全誓約の声明」を踏まえて、リコール製品や安全ではない製品がもたらす、生命・身体に及ぼすリスクから消費者をこれまで以上に保護することを目的として、消費者庁、総務省消防庁、経済産業省及び国土交通省といった消費者向け製品の関係省庁とオンラインマーケットプレイスの運営事業者との協働により策定したものです。

日本版「製品安全誓約」は、本日、令和 5 年（2023 年）6 月 29 日時点で、主要なオンラインマーケットプレイス運営事業者 7 社が署名しました。

署名したオンラインマーケットプレイスを運営する事業者では、①リコール製品や安全基準等を定める法令に違反した製品の出品を削除する取組、②消費者からリコール製品や安全基準等を定める法令に違反した製品の出品が通知された場合の取組、③さらに、こうした取組を実施するための内部管理体制が構築・維持されることとなり、その事業者が運営するオンラインマーケットプレイスにおいて購入する製品の安全性の更なる向上が図られることとなります。

1. 製品安全誓約

日本版「製品安全誓約」（以下、単に「製品安全誓約」といいます。）は、OECD（経済協力開発機構）が公表した「製品安全誓約の声明¹」を踏まえて、関係省庁と主要なオンラインマーケットプレイス²（Online Marketplace。以下「OM」といいます。）を運営する事業者との協働により策定したものです。

製品安全誓約は、OM 上において出品・販売される、リコール製品や安全ではない製品³が製品火災等の生命・身体に及ぼすリスクから消費者をこれまで以上に保護⁴することを目的とした、製品安全に係る法的枠組みを超えた「官

¹ 消費者庁ウェブサイト「OECD 製品安全誓約の声明」参照。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/international_affairs/assets/consumer_research_cms209_211119_01.pdf

² オンラインマーケットプレイスは、日本国内において、モールやオンラインモールとも呼ばれますが、オンラインで製品の取引の「場」を提供している事業者が製品安全誓約の対象となることを明確化するため、「オンラインマーケットプレイス」と表します。

³ アプリストアやデジタル広告は製品安全誓約の対象外です。

⁴ 製品の安全性確保に向け、OM 運営事業者が行う出品削除や関係省庁が行う注意喚起を始め、これまで官民が協働で取り組んできましたが、製品安全誓約は、これを拡大・充実させるものです。

民協働の自主的な取組⁵」であり、その対象は、大規模インターネットモールのような BtoC 型ビジネス とともに、オンラインフリーマーケットやインターネットオークションのような CtoC 型ビジネス の両方をカバーしています。

なお、製品安全誓約は、①全 12 項目で構成される「製品安全誓約本紙」（別紙 1 のとおり）のほか、②OM 運営事業者が製品安全誓約の内容を理解する際の参照資料となる「事業者向けガイダンス」（別紙 2 のとおり）、③消費者庁、総務省消防庁、経済産業省及び国土交通省といった消費者向け製品の関係省庁（以下「関係省庁」といいます。）⁶による「安全ではない製品」等に関する考え方、具体的な取組内容及び手続を取りまとめた「担当者向け手引き」（別紙 2 のとおり）により構成されており、官民協働で製品安全誓約を実施することとなります。

2. 製品安全誓約へのOM運営事業者の参加

製品安全誓約の全 12 項目を実施するに当たり十分な能力⁷を有する OM 運営事業者が参加を希望する場合、あらかじめ、製品安全誓約に記載された全 12 項目の実施方法が記載された資料を提出するとともに、代表者が製品安全誓約に署名した後、消費者庁に対して、署名した誓約書の写しを提出します。

消費者庁は、消費者庁ウェブサイトにて、署名した誓約書の写し、運営する全ての OM 名、署名した OM 運営事業者の一覧等の情報を掲載します。

なお、令和 5 年（2023 年）6 月 29 日時点で、署名した OM 運営事業者は 7 社（別紙 3 のとおり）となっています。

3. 製品安全誓約の具体的内容

製品安全誓約本紙（別紙 1）に全 12 項目の誓約内容を掲げています。

例えば、署名した OM 運営事業者は、リコール製品や安全ではない製品⁸について、OM 運営事業者自らによる規制当局等のウェブサイトの定期的な確認、規制当局からの要請に基づく出品削除を行うとともに、消費者から通知があった場合、あらかじめ自ら定めた処理プロセスに基づき適切な対応を行います。

また、OM 運営事業者は、①悪質な販売者に対するアカウント停止を含めた適切な措置、②規約への明示等によるリコール製品や安全ではない製品の再出品を阻止するための適切な措置を実施するなど必要な体制整備を行います。

その上で、規制当局は、①リコール製品や安全ではない製品の販売者に関

⁵ 製品安全誓約は、自主的な取組であり、特定の法律に基づくスキームではありません。

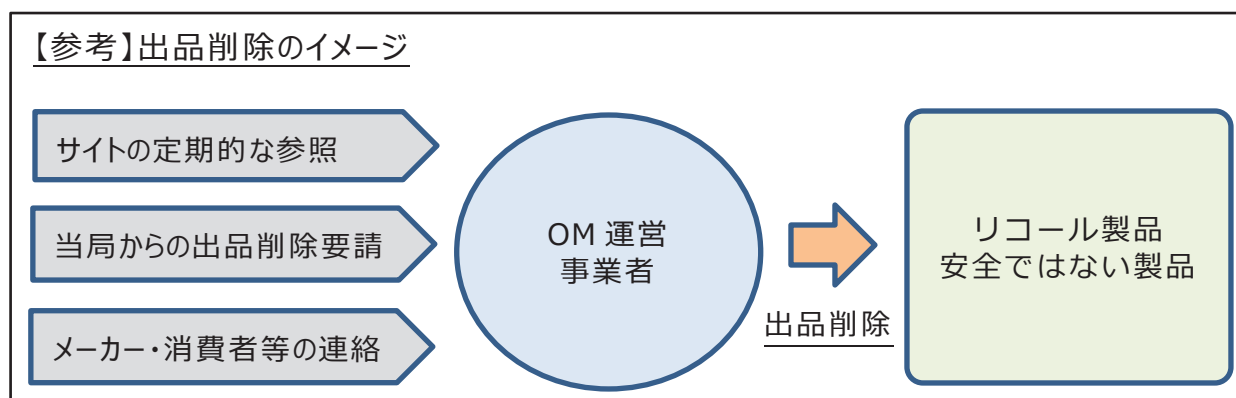
⁶ 関係省庁は、今後増加することを想定しています。

⁷ 製品安全誓約への参加に当たっては、自己資本規制比率を始めとする財務規制といった参加制限はありません。

⁸ 例えば、PS マーク対象品目の製品で、法令で定める正規の表示を行っていない製品をいいます。具体的には、関係省庁が具体的に定めることとなります。

する情報等を OM 運営事業者に提供する、②OM 運営事業者に対して販売者向けの説明資料（（一社）日本玩具協会の ST マークや（一財）製品安全協会の SG マークに関する情報等）を提供するなど、製品安全誓約が効果的に機能するために官民協働で製品安全誓約を実施することとなります。

こうした取組により、署名した OM 運営事業者が運営する OM では安全な製品が販売され、消費者の安全性の更なる向上が図られることとなります。



4. 製品安全誓約の毎年の履行確認（継続的な品質確保）

消費者庁は、署名した全 OM 運営事業者から、毎年、重要業績評価指標（KPI）の実施結果の報告を受け、OM 運営事業者における製品安全誓約に対する取組が継続的に実施されているかについて確認します。

さらに、消費者庁は、確認結果を取りまとめ、全関係省庁や全 OM 運営事業者と協議の上、署名した OM 運営事業者全体の状況について公表を行います。こうした履行確認のプロセスを毎年経ることにより、製品安全誓約の品質を継続的に確保できることとなります。

5. 製品安全誓約の国際的な動向と経緯

製品安全誓約は、欧州委員会と協働で平成 30 年（2018 年）6 月、オーストラリア競争・消費者委員会と協働で令和 2 年（2020 年）11 月に、韓国公正取引委員会と韓国消費者院と協働で令和 3 年（2021 年）4 月に、それぞれ複数の OM 運営事業者により署名が行われてきました。

そして令和 3 年（2021 年）6 月 15 日～17 日に開催された OECD 消費者国際会議において、「製品安全誓約」に求められる主要な取組（コミットメント）を示した「製品安全誓約の声明」が公表されました。

これを受け、日本も、令和 4 年（2022 年）3 月 25 日に開催した経済産業省⁹「産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会及び消費経済審議会 製品安全部会 合同会議」において、製品安全誓約の策定に向けて取り組む旨報告したところです。

⁹ 消費者庁と経済産業省は、消費生活用製品の一般法である消費生活用製品安全法を所管しています。

6. 日本版の製品安全誓約の特色

製品安全誓約は、日本が加盟する OECD の「製品安全誓約の声明」に記載された項目に準拠しつつ、欧州・豪州等の状況を参考にしながら、日本国内の主要な OM 運営事業者と綿密に連携しながら策定したものです。

製品安全誓約の策定前は、例えば、経済産業省が主要な OM 運営事業者に対して、「法令違反が疑われる出品者に対する対応」を求めるなどの対応¹⁰を行っていましたが、今回の製品安全誓約への署名により、日本における OM 上の製品安全の枠組みが新たに構築¹¹されることとなります。

日本で実施する製品安全誓約は、欧州や豪州で実施している製品安全誓約の共通的なスキームを満たしています。さらに、日本独自の対応として、例えば、消費者対応について、「実際に取り組んだ業務フロー」等を重要業績評価指標（KPI）において毎年報告することとなっているなど、消費者保護をより重視した内容を盛り込んでいます。

【参考】日本における製品安全誓約の効果（まとめ）

（1.署名による、毎年度の履行確認）

重要業績評価指標（KPI）による毎年度フォローアップによる品質管理 <新規>

（2.これまでの取組の拡大・充実）

販売者・出品者に対する教育資料の提供 <拡大・充実>

リコール製品や安全ではない製品の広い範囲で網羅的な出品削除 <拡大・充実>

リコール製品の再出品や悪質販売者への措置を含めた体制整備 <拡大・充実>

（3.日本独自の取組 ※新規の取組）

KPI に消費者対応に係る「実際に取り組んだ業務フロー」等を追加 <日本独自>

関係省庁と連携した消費者庁による出品削除の状況分析 <日本独自>

出品削除要請による出品削除の速報を消費者庁ウェブサイトに掲載 <日本独自>

¹⁰ このほか、経済産業省においては、他国に先駆けて法令で規制対象とする製品の出品前審査等の連携関係を構築し、連絡会合の開催を通じて、OM 運営事業者による出品前審査の実施や販売者に法令順守を促すためのパトロール等の実施を行ってきました。
経済産業省ウェブサイト「製品安全行政を巡る動向」参照。
https://www.meti.go.jp/shingikai/shokeishin/seihin_anzen/pdf/019_01_00.pdf

¹¹ 消費生活用製品を所管する複数の省庁において、①OM 運営事業者が出品削除に当たり参照するウェブサイトの指定、②法律毎に「安全ではない製品」に係る定義の明確化により、出品削除の対象となる製品の範囲の拡大や網羅的な対応が可能となります。

また、国際的には、重要業績評価指標（KPI）の設定を伴う製品安全誓約として、欧州委員会、オーストラリア競争・消費者委員会に続く３例目となります。

7. 署名したOM運営事業者のコメント

今回、署名した７社の、製品安全誓約への取組に関するコメントは別紙４のとおりです。

＜本件に関する問合せ先＞	
消費者庁	消費者安全課長 大森
担当者：	三宅、北島
電 話：	03-3507-9202（直通）
U R L：	https://www.caa.go.jp/

総務省消防庁	予防課長 渡辺
担当者：	明田、小林
電 話：	03-5253-7523（直通）
U R L：	https://www.fdma.go.jp/

経済産業省	産業保安グループ製品安全課長 田中
担当者：	小野塚、伊藤
電 話：	03-3501-1511（内線 4301～6）
U R L：	https://www.meti.go.jp/

国土交通省	自動車局審査リコール課長 是則
担当者：	角井、山下
電 話：	03-5253-8597（直通）
U R L：	https://www.mlit.go.jp/

日本国製品安全誓約（ひな形）

1. 規制当局等のウェブサイトから、リコール製品や安全ではない製品に関連する情報を定期的に確認し、これらの製品を特定した場合は適切に対処する。
2. 規制当局からリコール製品や安全ではない製品に関連する情報の通知又は出品削除要請ができるよう、専用の窓口を提供する。
3. 規制当局から出品削除要請を受けてから 2 営業日以内に、要請を受けたリコール製品や安全ではない製品の出品を削除する。また、規制当局に対して、実施した措置とその結果を通知する。
4. 規制当局から情報提供の要請があった場合には、リコール製品や安全ではない製品のサプライチェーンを合理的な範囲で特定し対応する。
5. 規制当局からの情報提供の要請に係る対応及びリコール製品や安全ではない製品の出品削除を実施するための内部管理体制を構築・維持する。
6. 誓約の署名者に対して、リコール製品や安全ではない製品が出品されていることを消費者が直接通知できる手段を提供する。通知があった場合は、署名者が構築した処理プロセスに基づき、5 営業日以内に適切な対応を行う。
7. 販売者が日本の製品安全関連法令を遵守する措置を実施するため、販売者に対して、規制当局等が提供する製品安全に関連する情報を共有するなど、法令に係る知識を習得できる合理的な機会を提供する。
8. 規制当局や販売者と協力し、リコール製品や安全ではない製品に関連する各事業者や規制当局の措置について、消費者に情報提供する。
9. 必要に応じ、出品禁止製品、リコール製品又は安全ではない製品の販売を阻止若しくは制限するための制度を構築・維持する。
10. 規制当局と協力し、リコール製品や安全ではない製品の販売を意図的に繰り返すなどをする悪質な販売者に対して、適切な措置を講ずる。
11. 既に出品削除されたリコール製品や安全ではない製品の再出品を阻止するための適切な措置を講ずる。
12. リコール製品や安全ではない製品の検出や出品削除の水準を向上させるための新技術やイノベーションの活用を積極的に検討する。

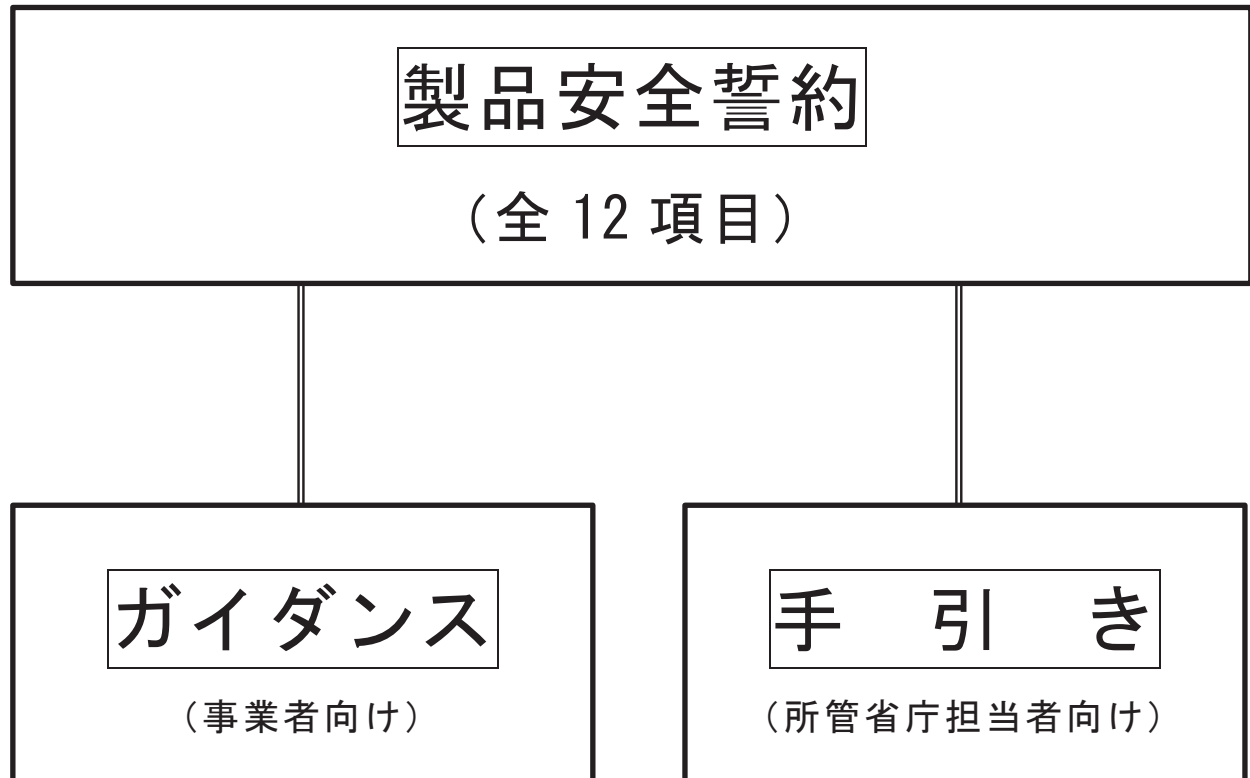
令和 5 年（2023 年）○月○日

○○○○（会社名）

○○○○（役職名）

○○○○（氏 名）

日本国製品安全誓約の構成



(別紙 3)

製品安全誓約の署名先 (OM 運営事業者) 及び運営 OM 一覧

※あいうえお順

署名先 (OM 運営事業者)	運営している OM
アマゾンジャパン合同会社	Amazon.co.jp
eBay Japan 合同会社	Qoo10
au コマース & ライフ株式会社	au PAY マーケット
株式会社メルカリ	メルカリ メルカリ Shops
株式会社モバオク	モバオク
ヤフー株式会社	Yahoo!ショッピング ヤフオク! PayPay フリマ
楽天グループ株式会社	楽天市場 楽天ラクマ

OM 運営事業者から寄せられたコメント

※あいうえお順

OM 運営事業者	コメント
アマゾンジャパン 合同会社	Amazon はお客様の安全を最優先事項の一つとし、安全性に懸念のある商品を販売しない、販売された場合は速やかに削除する等の取り組みをこれまでも行ってきました。今後も安心してご利用いただけるショッピングサイトを目指してまいります。
eBay Japan 合同会社	弊社は、Qoo10 モール上でお客様が安心して安全なショッピングを体験していただけるよう製品安全誓約を遵守いたします。製品安全に関する出品者・購入者への情報提供、安全でない製品の迅速な削除等に努めて参ります。
au コマース & ライフ株式会社	au コマース&ライフ株式会社は、本誓約により、関係行政機関さまや出店店舗さまにお力添えいただきながら、引き続きお客さまが安心・安全にお買い物ができるオンラインマーケットプレイスを運営していく次第です。
株式会社メルカリ	これまでも、メーカー等の皆様と連携した対応や、NITE（製品評価技術基盤機構）からの出向者の受け入れ等、製品安全の確保に注力してまいりました。また、2020 年には製品安全対策優良企業表彰も受賞致しました。今後も、誓約に則り、製品安全に積極的に取り組むことにより循環型社会の実現に貢献する所存です。
株式会社モバオク	マーケットプレイスの安全性向上を図ると共に、製品の安全性について社会全般の関心・正しい知識が広がるよう官民連携して取り組むことで、皆様が安心してインターネットでの販売・購入を楽しめる社会の実現に寄与できるよう努めてまいります。
ヤフー株式会社	本取組は消費者の安全とオンラインモールへの信頼を確保する上で非常に有意義であり、当社として誓約事項を着実に履行し本取組が実効的なものとなるよう努めてまいります。本取組を嚆矢として他の様々な分野にも官民協力の取組が広がっていくことを期待しています。
楽天グループ株式会社	「楽天市場」および「楽天ラクマ」ではこれまでも、行政など関係機関と連携し、権利侵害品への対策、リコール製品や使用に注意が必要な製品に関するユーザーへの注意喚起などに取り組んでまいりました。今般の製品安全誓約への署名を機に、安心・安全なお買い物環境の整備をより一層強化し、お客様に楽しいお買い物体験を提供していきます。